

事務連絡
平成28年8月15日

各居宅サービス事業者
各地域密着型サービス事業者
各有料老人ホーム設置者
各サービス付き高齢者向け住宅設置者 様

松原市福祉部福祉指導課

警察との協力・連携体制の構築について

各居宅サービス事業者等におかれましては、お忙しい中、平成28年7月28日付け松福指第100号にて照会しました安全管理体制の調査にご協力いただきありがとうございます。ご迷惑をいたしました。

本市においては、神奈川県相模原市の障害者支援施設における殺傷事件を受けて、平成28年7月26日付け事務連絡にて、貴施設及び事業所（以下「施設等」という。）において、改めて安全管理の強化・徹底を図っていただくようお願いしたところです。

また、厚生労働省より平成28年7月26日付けで施設入所者等の安全確保に関する通知文書（別紙参考資料）が発出されているところであり、その中で「日頃からの警察等関係機関との協力・連携体制の構築、有事の際の迅速な通報体制の構築」に留意することとされています。

施設等におかれましては、地域の警察署等（松原警察署（代表072-336-1234）においては、防犯指導全般を防犯係が担当されています。）と十分に連携していただき、一層の防犯・安全管理体制の強化に努めていただきますようお願いいたします。

併せて参考資料として、下記の指針をご紹介します。

参考：「児童福祉施設における児童等の安全の確保に関する指針」

<https://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/anzen/shiryo/pdf/sis-kenpuku.pdf>

この指針は、あくまで児童福祉施設が対象ですので、各施設等の状況に応じてご活用ください。

※本通知等につきましては、松原市ホームページ⇒福祉・健康⇒福祉⇒介護福祉サービス事業者等指定・指導監査⇒お知らせ・通知（平成28年度）に掲載しています。また、お知らせのほか届出書類の様式等、事業者への情報を随時更新しておりますので、「介護福祉サービス事業者等指定・指導監査」の掲載内容を随時ご確認くださいませようお願いいたします。

<http://www.city.matsubara.osaka.jp/index.cfm/7,61208,60,439.html>

松原市 福祉部 福祉指導課
電話 072-349-3206